

配置予定技術者届出書

工 事 名 称	桜井地区老朽配水管布設替工事（その2）
---------	---------------------

商 号 又 は 名 称	
営業所における専任の技術者の氏名※建設業法第15条	

配置予定技術者（監理技術者等）について、次のとおり届出します。

配置予定の技術者	<input type="checkbox"/> 監理技術者（専任） <input type="checkbox"/> 主任技術者（専任）
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
雇 用 さ れ た 日	年 月 日
現在配置中の工事	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し ※本件工事の契約締結日までに配置を終えていること
資 格 等	<input type="checkbox"/> 監理技術者資格者証【交付番号： <input type="text"/> 】 ※監理技術者（専任）を配置する場合は必須
※当該工事に求められる資格に関する事を記載	<input type="checkbox"/> 該当する技術者要件を満たす資格をチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 1級管工事施工管理技士 <input type="checkbox"/> 1級管工事施工管理技士補 <input type="checkbox"/> 2級管工事施工管理技士 <input type="checkbox"/> 実務経験（建設業法第7条2号（イ・ロ該当）） <input type="checkbox"/> その他（ <input type="text"/> ）
	<input type="checkbox"/> 添付書類として、次の(1)から(5)の書類を添付してください。 (1) 監理技術者資格者証の写し（監理技術者（専任）の場合必要） (2) 合格証明書の写し（資格証での技術者要件の場合必要） (3) 実務経験証明書（実務経験での技術者要件の場合のみ必要） ※別紙 実務経験証明書を提出 ※押印不要 (4) 3か月以上の恒常的な雇用関係を有する事を示す書類（※下記のいずれかの書類） ・市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し ・健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し ・所属会社の雇用証明書の写し（※氏名、事業者名称、証明者（代表者の記載及び押印がされたもの）、証明日（申請日前3か月以内のもの）の記載があるもの） (5) その他本町から別に提出を求める書類がある場合は、当該書類

(1)入札執行後から契約締結前に配置予定技術者を変更する場合は、工事を担当する担当課の承認を受けることとする。

(2)島本町が求める技術者を配置できない場合は、島本町は契約を締結しない又は契約を解除できるものとする。